

宇佐市耐震改修促進計画

[令和 3 年度～令和 7 年度]

令和 3 年 3 月（改定版）

宇 佐 市

平成 20 年 3 月策定 (平成 20 年度～平成 26 年度)

平成 27 年 3 月一部改定 (平成 20 年度～平成 27 年度)

平成 28 年 3 月一部改定 (平成 20 年度～平成 32 年度)

目 次

第 1 章 基本方針	1
1. 計画策定における背景	1
2. 計画の位置づけと目的	2
3. 計画期間	2
4. 計画の対象	2
5. 基本方針・上位計画・関連計画	4
第 2 章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	8
1. 想定される地震の規模、想定される被害の状況	8
2. 耐震化の現状及び目標	16
第 3 章 耐震化の促進に関する基本方針・重点施策	20
1. 基本的な取組方針	20
2. 重点的に取り組む施策	20
第 4 章 耐震化に係る総合的な施策の展開	21
1. 普及啓発	22
2. 安心して耐震改修を行うための環境整備	23
3. 耐震化に対する支援策	24
4. 総合的な安全対策	25
5. 建築物の所有者等への指導・指示等	29
6. 防災上重要な道路	30
第 5 章 その他建築物の耐震診断及び 耐震改修の促進に関し必要な事項	30
1. 庁内推進体制の確立	30
2. 関係団体との協働による推進体制の確立	30
＜参考資料＞	
■ 耐震改修促進法等改正の概要 （平成 18 年改正、平成 25 年改正、平成 31 年改正）	31
■ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）	35
■ 宇佐市に大きな影響を与える活断層	40
■ 用語解説	43

第1章 基本方針

1. 計画策定における背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災が社会に与えた影響は衝撃的であり、この地震により6,434人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は5,502人、そのうち約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。

その後、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成19年3月の能登半島地震、平成19年7月の新潟県中越沖地震など大地震が頻発しており、「我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にある」との認識が徐々に広がりつつある。

このような状況を踏まえ、中央防災会議で決定された、東海地震及び東南海・南海地震を対象とする地震防災戦略(平成17年3月)や建築物の耐震化緊急対策方針(平成17年9月)では、建築物の耐震診断及び耐震改修が10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のためのもっとも重要な課題とされ、緊急かつ優先的に取り組むべきものとして位置付けられている。

また、「住宅・建築物の地震防災推進会議(国土交通省)」において、「住宅及び特定建築物の耐震化率を平成27年までに少なくとも9割にすべき」との提言がなされ、平成18年1月の「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」の改正において、国が「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を定めたことにより、建築物の耐震診断及び耐震改修に関する基本的施策の方向性等が示された。

その後、住宅については、新成長戦略(平成22年6月閣議決定)、住生活基本計画(平成23年3月閣議決定)において、平成32年(令和2年)までに耐震化率を95%にする目標が掲げられた。

このような状況を受けて、平成25年には、建築物の地震に対する安全性の向上を一層推進するため、大規模な特定建築物の耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表などの規制強化と建築物の耐震化の円滑な促進のための措置を盛り込んだ耐震改修促進法の改正が行われた。

さらに、平成31年には、耐震改修促進法施行令が改正され、避難路沿道建築物に付属する一定規模以上のブロック塀等の耐震診断の実施・耐震診断結果の公表が義務付けられた。

本市においても、国、大分県と連携しつつ、地域の実情に応じた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する施策を計画的に推進することが必要であるため、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として本計画を策定することとした。

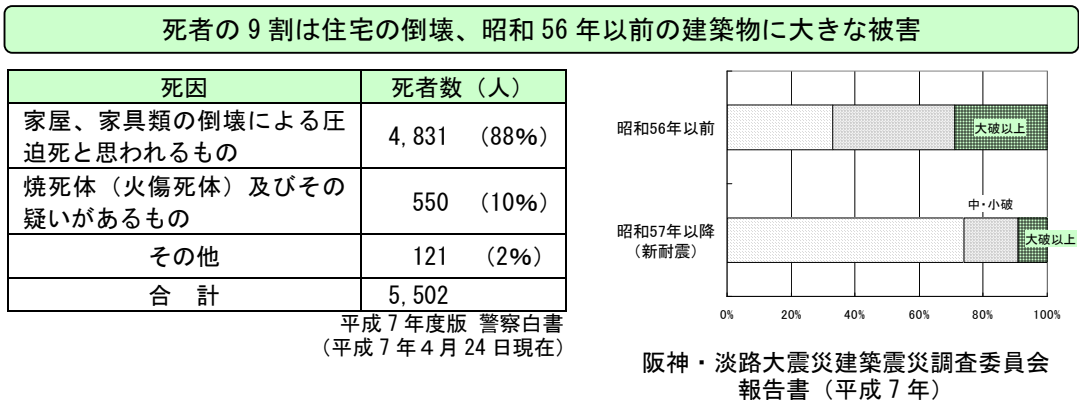
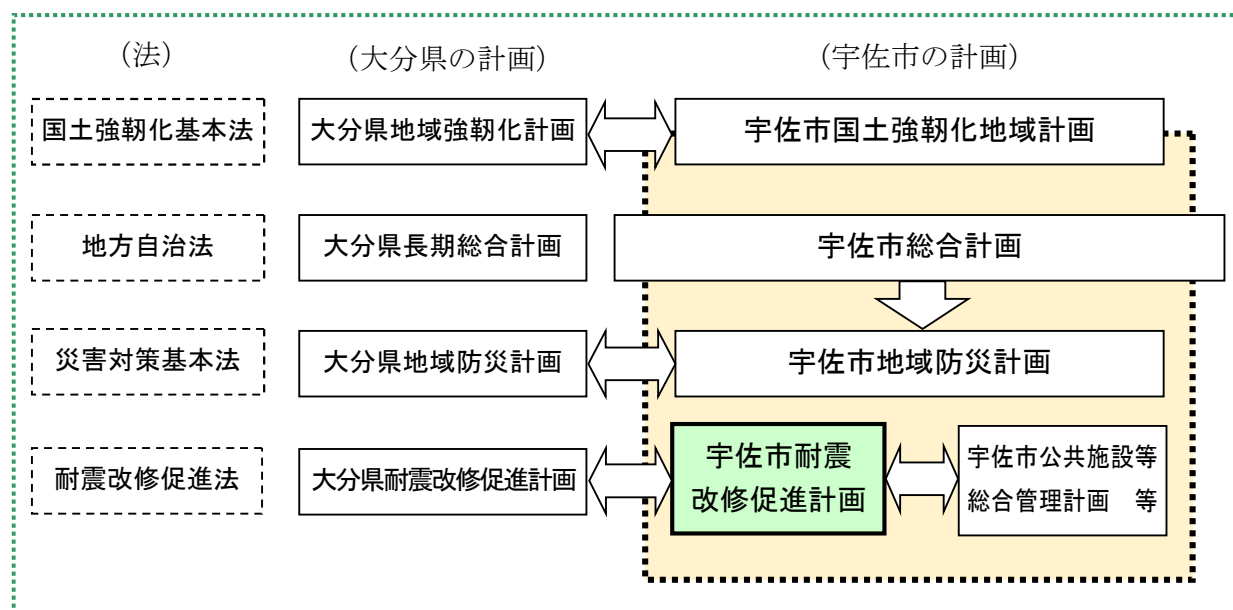


図-1.1 阪神・淡路大震災の被害

2. 計画の位置づけと目的

本計画は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年法律 123 号、以下「耐震改修促進法」という）第 6 条第 1 項に基づき策定する。

本計画は、国、大分県と連携し、宇佐市内の建築物、特に、市公共建築物、住宅及び特定建築物（表－1.1）の耐震化を図り、具体的方策を定めることにより、令和 7 年度末までに防災上重要な市公共建築物及び市公共特定建築物の耐震化率を 100%、住宅及び民間特定建築物の耐震化率を 90%にすることを目的とする。



図－1.2 宇佐市耐震改修促進計画の位置づけ

3. 計画期間

本計画（変更）の期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とする。なお、本計画は、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 計画の対象

(1) 対象区域

本計画の対象区域は、宇佐市全域とする。

(2) 対象建築物

本計画の対象建築物は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）において新耐震基準が施行された、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物（地震に対する安全性が明らかでないもの）とする。

本計画における「特定建築物」とは耐震改修促進法第 7 条に掲げる「要安全確認計画記載建築物」及び法第 14 条第 1 号及び 2 号に掲げる「特定既存耐震不適格建築物」をいう。具体的には表－1.1 に示す建築物である。

表－1.1 特定建築物一覧

用途		特定建築物の要件	指示対象となる 特定建築物の要件	耐震診断義務付け対象 となる特定建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ、1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ、1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ、3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ、1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ、1,000㎡以上	階数1以上かつ、2,000㎡以上	階数1以上かつ、5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ、1,000㎡以上	階数3以上かつ、2,000㎡以上	階数3以上かつ、5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ、2,000㎡以上	階数3以上かつ、5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類する者		階数2以上かつ、1,000㎡以上	階数2以上かつ、2,000㎡以上	階数2以上かつ、5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ、500㎡以上	階数2以上かつ、750㎡以上	階数2以上かつ、1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ、1,000㎡以上	階数3以上かつ、2,000㎡以上	階数3以上かつ、5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ、2,000㎡以上	階数3以上かつ、5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ、5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）

注）上記以外に次の建築物が特定建築物に該当する。

- ①耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（現時点では指定されていない。）
- ②耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物（指定建築物は、上記表の公益上必要な建築物に含まれる。）

5. 基本方針・上位計画・関連計画

(1) 国の基本方針（平成 18 年 1 月、平成 30 年改正）

国は、法第 4 条に基づき、国土交通大臣が定める耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国の基本方針）として以下の項目を定めている。

- ① 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
 - ・住宅・建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識的に取り組む。
 - ・公共建築物については、災害時の機能確保の観点からも耐震化を推進する。
 - ・所管行政庁は、法に基づく指導等の措置を適切に実施する。
（耐震診断義務付け対象建築物、指示対象建築物、指導・助言対象建築物）
 - ・計画の認定を適切かつ速やかに実施し、耐震改修を促進する。
 - ・耐震診断、耐震改修に係る助成措置の整備、耐震改修促進税制の普及に努める。
 - ・相談体制や情報提供の充実を図る。
 - ・専門家・事業者の育成等を進めるとともに、地域における取組みを推進する。
 - ・ブロック塀の倒壊、窓ガラス等の落下、エレベーター内の閉じ込め等の対策を促進する。
- ② 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
 - ・住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 32 年（令和 2 年）までに少なくとも 95%にする。
 - ・平成 37 年（令和 7 年）までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する。
 - ・平成 37 年（令和 7 年）を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消する。
 - ・平成 25～32 年（令和 2 年）の間に、住宅は約 130 万戸、多数の者が利用する建築物は約 3 万棟の耐震診断を実施する。
- ③ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - ・建築物の耐震診断・改修のための技術指針を提示する。
- ④ 啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - ・地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発・普及等を推進する。
- ⑤ 都道府県等の耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項等
 - ・都道府県は耐震改修促進計画を耐震改修促進法令の平成 30 年改正後に速やかに改定する。
 - ・建築物の用途ごとに耐震化の目標を定め、一定期間ごとに検証する。特に学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の速やかな実施及び結果の公表をするとともに耐震化の目標を設定する。
 - ・緊急輸送道路等を沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として記載する。
 - ・所有者等に対する助成制度、地震防災マップの公表、相談窓口の設置、パンフレットの配布、情報提供、講習会の開催、啓発・普及、町内会等の取り組み支援等を記載する。
 - ・市町村における耐震改修促進計画の策定内容については都道府県に準ずる。

（２）大分県耐震改修促進計画（平成 29 年 3 月）

大分県は、市町村と調整を図りながら、建築物の耐震診断・耐震改修の促進に関する施策の方向性を示す計画及び耐震改修促進法第 2 条第 3 項に規定する所管行政庁が指導及び助言並びに指示を行う場合のガイドラインとなるものとして、耐震改修促進計画を策定し、以下の項目を定めている。

① 総則

- ・計画の目的、位置づけ、計画期間（平成 29 年 4 月～平成 38 年（令和 8 年）3 月）

② 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- ・県内最大震度 7 の地震を想定（活断層型地震の場合）
- ・住宅の耐震化率を平成 32 年（令和 2 年）までに 82%、平成 37 年（令和 7 年）までに 92%を目標
- ・多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を平成 32 年（令和 2 年）までに 94%、平成 37 年（令和 7 年）までに 97%を目標

③ 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- ・取組み方針、木造住宅及び住宅地の耐震化促進のための取組、耐震診断の結果の報告が義務付けられた特定建築物及び防災拠点等建築物の耐震化の促進、地震発生時に通行を確保すべき道路、耐震化を促進するための啓発及び知識の普及、関連事業等

④ 特定建築物の所有者に対する耐震診断・耐震改修の指導等のあり方

- ・耐震改修促進法による指導・助言・指示等、建築基準法による勧告又は命令

（３）宇佐市国土強靱化地域計画（令和 3 年 2 月）

国土強靱化基本法第 13 条の規定に基づき、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するため、必要な事前防災及び減災、迅速な復旧復興等に係る施策を総合的かつ計画的に実施し、国土強靱化に係る他の計画等の指針として策定したものである。

本計画との関連として以下の事項が定められている。

① 国土強靱化の基本的な考え方

- ・国土強靱化の理念、基本目標、位置づけ、計画期間（令和 2 年度～令和 6 年度）、基本的な方針、基本的な進め方

② 脆弱性の評価

- ・対象とする自然災害、「シナリオリスク」「施策分野」の設定、脆弱性の評価方法、評価結果

③ 強靱化の推進方針

- 1) 直接死を最大限防ぐ
- 2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(4) 第二次宇佐市総合計画「後期基本計画」(令和2年4月)

地方自治法第96条第2項の規定に基づき、宇佐市自治基本条例第12条において行政による策定を定めた計画である。まちづくりの目標や長期的な市行政の基本的な方向、施策を体系化し、様々な部門別計画の上位に位置づけられる総合的な計画である。

本計画との関連として以下の事項が定められている。

① 計画期間

- ・基本構想(平成27年度～令和6年度)、後期基本計画(令和2年度～令和6年度)

② 基本構想

- ・まちづくりの目標
 - 1) 定住満足度日本一、交流満足度日本一のまち
- ・宇佐市八策
 - 1) 安全・安心な生活を守るまち
 - 2) 豊かな自然と風景を未来に継ぐまち
 - 3) 快適な生活空間を築くまち
 - 4) 健やかな暮らしを支えるまち
 - 5) 個性豊かな人材と文化を育むまち
 - 6) 儲かる産業を興すまち
 - 7) 多様な交流と協働で人と人が繋がるまち
 - 8) 対話と効率的な行政で信頼されるまち

③ 後期基本計画

- ・本計画に関連する施策
 - 1) 安全・安心な住環境の整備

（５）宇佐市地域防災計画（令和２年３月）

災害対策基本法第４２条の規定に基づき宇佐市防災会議が、市の防災に関する活動について関係各課の役割を明確化し、都市の防災の総合的な運営を計画化したものである。

本計画との関連として以下の事項が定められている。

- ① 避難所の指定
- ② 緊急輸送路の指定
- ③ 公共施設、一般建築物の耐震性の確保

（６）宇佐市公共施設等総合管理計画（平成２８年３月）

「宇佐市総合計画」を下支えする計画として、各施策分野の中で公共施設面の取組に対して横断的な指針を計画化したものである。

本計画との関連として以下の事項が定められている。

- ① 公共施設の計画的な耐震化の推進

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 想定される地震の規模、想定される被害の状況

(1) 宇佐市の地勢

① 地勢

<位置・面積>

宇佐市は、大分県の北部に位置し、北は瀬戸内海に面し、南は立石山・人見岳等標高 1,000m 弱の山岳を境に玖珠町、由布市に接し、西は中津市、東は豊後高田市、杵築市、日出町及び別府市に接している。南北 29.3km、東西 15.0km、面積 439.05km²、標高差約 1,000m の広大な地勢で、海浜地域から平野地域、都市的地域、中山間地域、内陸盆地地域及び大規模な森林地域まで非常に多様な地域構成である。

<地形>

市の南部は、火山性山地が分布し、平野部には宇佐台地、糸口山台地など標高 20～40m の洪積台地が数箇所起伏している。安心院地区は立石山(1,058m)、雛戸山(830m)を頂点に安佐田川、深見川、津房川が安心院盆地に注ぎ、流域に無数の丘陵や台地を形成している。院内地区は耶馬溪と阿蘇山の山地によって形成された深い溪谷が多く、日出生台溶岩台地を源とする恵良川の両岸には河岸段丘が発達している。

市の北部は、近世以降に干拓された、瀬戸内海周防灘に面した、全長約 18km の単調で遠浅な海岸である。

<河川・池沼>

市内を流れる河川は、恵良川、津房川、深見川が合流する駅館川、寄藻川、伊呂波川の 3 つの水系があり、それにより形成された沖積平野は県下一の穀倉地帯である宇佐平野となっている。

市内に分布する湖沼は、比較的小さなものが多く代表的なものとして小倉の池(面積 19.2ha)があげられる。

<地質>

大分県の地質構造は、臼杵―八代構造線（大分県臼杵市から熊本県八代市に至る断層帯）を境に、西南日本内帯と西南日本外帯に区分される。宇佐市は西南日本内帯に属し、安山岩、凝灰岩、溶結凝灰岩等、第三紀以降の火山性の岩石が分布している。

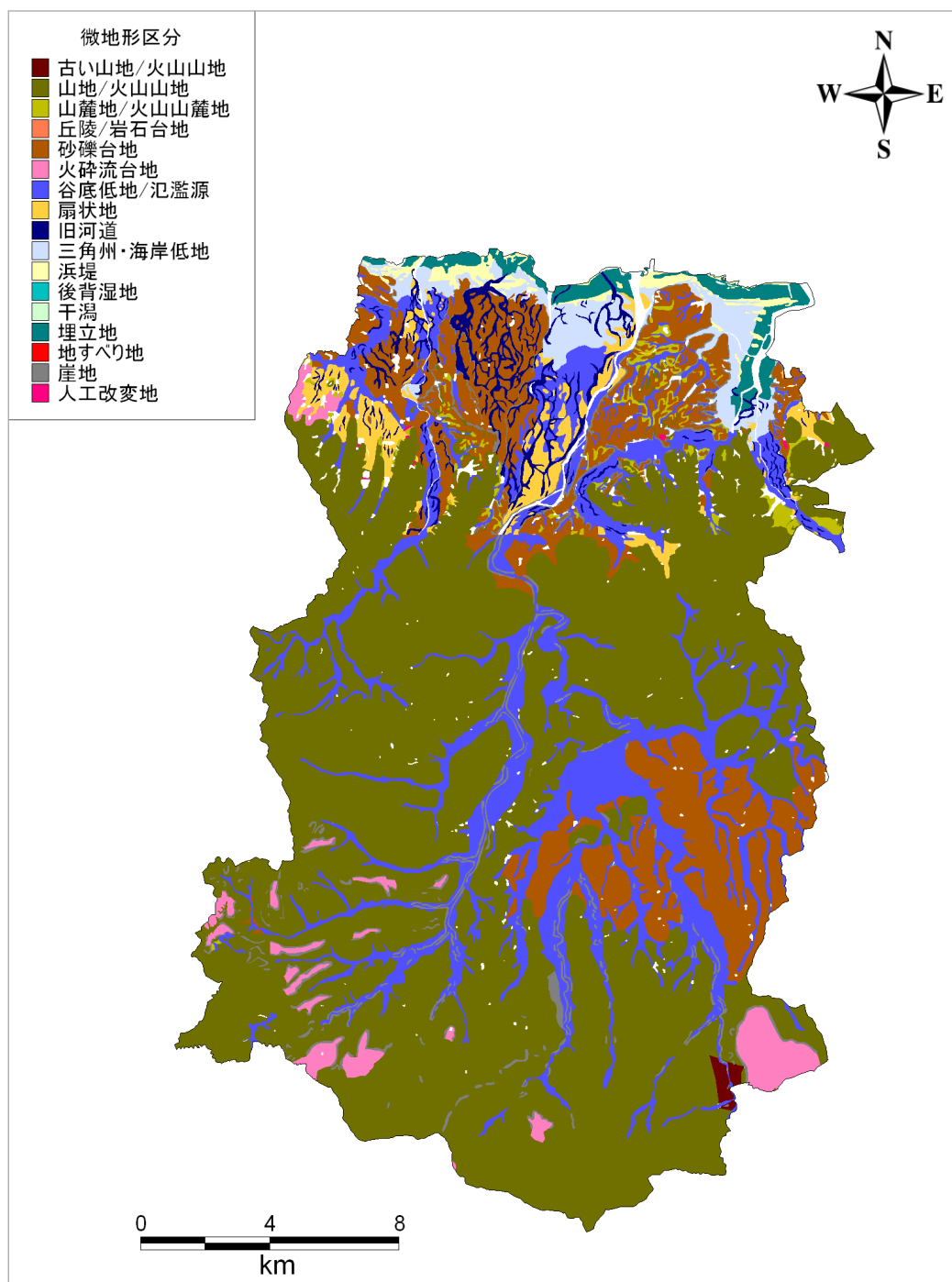
<土地利用>

市の土地利用は、60.1%が林野で耕地は 18.1%である。また、耕地の 86.1%が水田に利用されている。なお、市内で人口が多いのは、四日市地区、長洲地区であり市全体の 23.8%がそこに集中している。

② 地震防災上からみた宇佐市の特質

宇佐市は麻生地区、横山地区及び西馬城地区に起伏斜面が多いため、地震が発生した場合には、地震動により斜面崩壊の危険性がある。

海岸及び河川沿いに分布する平野及び長洲地区の埋立地には、砂、泥が堆積し地下水位も高いため液状化や強い地震動を受ける可能性が高い。特に四日市地区、長洲地区は住宅地が集中しており、建物の倒壊等が懸念される。



図－2.1 宇佐市の地形（微地形区分図）

(2) 過去の地震被害、活断層の状況

① 過去の地震被害

宇佐市に大きな被害を与えた地震は記録されていない。しかしながら、大分県内ではたびたび大きな地震が発生しており、近年では昭和 50 年（1975 年）に湯布院町を震源とした大分中部地震では庄内町、九重町、湯布院町、直入町などで家屋の倒壊など大きな被害を及ぼした。したがって、宇佐市においても地震に対する建築物等の耐震化対策を行う必要がある。

以下に近年大分県内で大きな被害を及ぼした地震を示す。

表－2.1 過去に大分県内で大きな被害を与えた地震

発生年月日	地震発生地域	被害の概要
1975 年 4 月 21 日 (昭和 50 年)	大分県中部地震 大分県中部 M=6.4	湯布院町扇山、庄内町内山付近を震源。地震前には山鳴り、地震時には発光現象がみられた。震度は湯布院で 5、大分 4、日田、津久見 3 であった。被害の区域は庄内町、九重町、湯布院町、直入町と狭かったが家屋の被害はひどく、庄内町丸山、九重町寺床ではほとんどの家屋が全壊または半壊であった。宇佐市でも震度 3～4 を観測。
1983 年 8 月 26 日 (昭和 58 年)	国東半島 M=6.6	国東半島を震源とし、大分、日田で震度 3。中津市で民家が傾き、大分市では一時的に停電 4 万戸。
1984 年 8 月 7 日 (昭和 59 年)	日向灘北部 M=7.1	大分で震度 4、日田で震度 3。大分市、佐伯市でブロック塀の倒壊、屋根瓦の破損がみられた。岡城址では三の丸跡に亀裂が生じた。
1987 年 3 月 18 日 (昭和 62 年)	日向灘中部 M=6.6	大分で震度 4、日田で震度 3。竹田市、三重町で崖崩れ発生。
1989 年 11 月 16 日 (平成元年)	大分県北部 M=4.8	大分で震度 3。日出町でガラスが割れる程度の被害。
2001 年 3 月 24 日 (平成 13 年)	安芸灘 M=6.7	佐伯市土浦で震度 5 弱、宇佐市上田で震度 4、安心院で震度 3。
2005 年 3 月 20 日 (平成 17 年)	福岡県西方沖 M=7.0	中津市三光で震度 5 弱、宇佐で震度 4、宇佐市で墓石が倒れるなどの被害。
2006 年 6 月 12 日 (平成 18 年)	大分県西部 M=6.2	佐伯市中村南で震度 5 弱、宇佐市上田、安心院で震度 3。
2006 年 9 月 26 日 (平成 18 年)	伊予灘 M=5.3	国東市、臼杵市、佐伯市で震度 4。臼杵市で住家 2 棟の一部破損。佐伯市で落石 2 箇所、通行止め 1 箇所発生。
2007 年 6 月 6 日 (平成 19 年)	大分県中部 M=4.9	別府市、杵築市などで震度 4、宇佐市上田、安心院で震度 3、これより大分県別府市を中心とする地域で群発的な地震が相次ぐ。JR 一時運行を見合わせ、高速道路一時通行止め。 6 月 6 日から 6 月 10 日までに震度 1 以上の地震を計 53 回観測、別府市では本震以外に震度 4 を 7 日に 2 回観測。

発生年月日	地震発生地域	被害の概要
2007 年 6 月 7 日 (平成 19 年)	大分県中部 M=4.7	別府市で震度 4。別府市で住家 1 棟が一部破損の被害。
2009 年 6 月 25 日 (平成 21 年)	大分県西部 M=4.7	日田市、中津市で震度 4。中津市で住家 1 棟が一部損壊の被害。日田市、中津市で道路に落石が発生。
2014 年 3 月 14 日 (平成 26 年)	伊予灘 M=6.2	国東市、姫島村、臼杵市、佐伯市で震度 5 弱。大分市、佐伯市で軽傷者各 1 名。県内で住家 41 棟が一部破損。
2015 年 7 月 13 日 (平成 27 年)	大分県南部 M=5.7	佐伯市で震度 5 強。臼杵市、豊後大野市で軽傷者 3 名。県内で住家被害 3 件。
2016 年 4 月 16 日 (平成 28 年) 平成 28 年熊本地震	大分県中部 M=7.3	別府市、由布市で震度 6 弱、宇佐市で震度 4、全市町村で震度 4 以上を観測。 人的被害：災害関連死（災害弔慰金法に基づき災害が原因で死亡したと認められた方）が 3 名、重傷者 11 名、軽傷者 22 名。 住家被害：全壊 9 棟、半壊 222 棟、一部損壊 8,062 棟。 道路被害：216 件（国道 17 件、県道 38 件、市町村道等 159 件）

※表中「M」は、マグニチュードを示す。

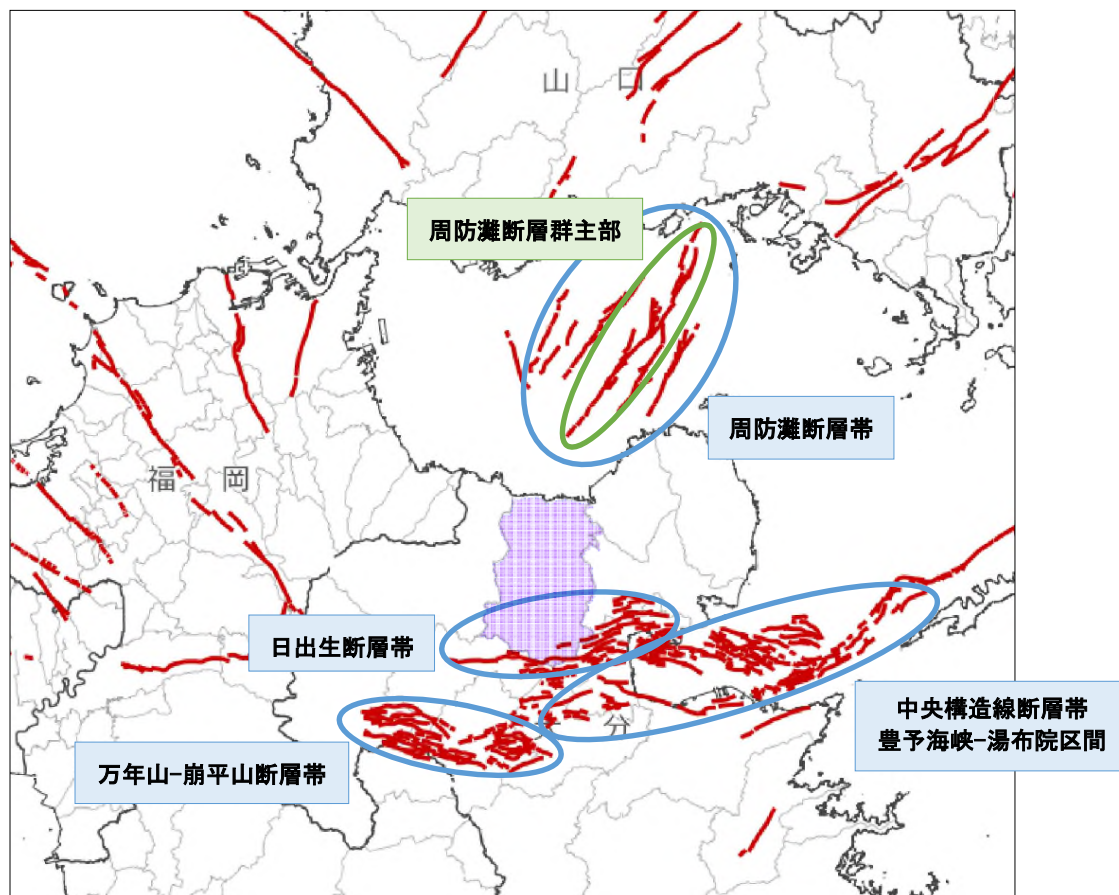
出典：宇佐美（1995）「新編 日本被害地震総覧」、大分県・大分地方気象台「大分県災異誌」他

② 活断層の状況

大分県内には、別府湾から県西部にかけての別府－島原地溝帯に沿って多くの活断層が分布している。

その中で、宇佐市内に大きな影響を与える活断層としては、豊予海峡から由布市付近にかけての「中央構造線断層帯（豊予海峡－湯布院区間）」、国東半島北部の海域に位置する「周防灘断層帯（周防灘断層群主部）」、速見郡日出町から玖珠郡玖珠町にかけて伸びる「日出生（ひじう）断層帯」、由布市湯布院町から日田市天瀬町にかけて伸びる「万年山（はねやま）－崩平山（くえのひらやま）断層帯」が挙げられる。

これらの断層については、大分県地震被害想定調査において表－2.2 に示した規模の地震の発生が想定されている。



図－2.2 宇佐市に大きな影響を与える活断層位置図

出典：産総研・活断層データベース（産総研活断層研究センターＨＰ）より引用加筆

表－2.2 宇佐市周辺の活断層で発生が想定される地震と規模

地震名	地震規模
中央構造線断層帯（豊予海峡-湯布院区間）による地震	M7.8
周防灘断層帯（周防灘断層群主部※ ¹ ）による地震	M7.6
日出生断層帯による地震	M7.5
万年山－崩平山断層帯による地震	M7.3

※1：大分県地震被害想定調査では、周防灘断層帯のうち大分県に最も影響が大きいと想定される周防灘断層群主部を対象としている。

※2：表中「M」は、マグニチュードを示す。

（3）地盤のゆれやすさ、地域の建物倒壊危険度

本計画の策定において、宇佐市の地震発生時の地盤のゆれやすさ、地域の建物倒壊危険度を把握し、事前の備えとして広く市民に周知を図るために、「地盤のゆれやすさマップ」、「地域の危険度マップ」を作成した。

震度の説明					
	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7	
人の体感・行動	 大半の人が、物につかまらな いと歩くことが難しいなど、 行動に支障を感じる。	 立っていることが困難に なる。	 立っていることができます、 揺れにほんろうされ、動くこ ともできることもある。	 はわないと動くことができな い。揺れにほんろうされ、動 くこともできず、飛ばされる こともある。	
木造建物 (住宅)	耐高 震性 い —	壁などに軽微なひび割れ・ 亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂が みられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が 多くなる。 まれに傾くことがある。	
	耐低 震性 い 壁などにひび割れ・亀裂が みられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多 くなる。 壁などに大きなひび割れ・ 亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾 いたりすることがある。倒 れるものもある。	壁などに大きなひび割れ・ 亀裂が入るものが多くな る。 傾くものや、倒れるもの が多くなる。	傾くものや、倒れるもの がさらに多くなる。	
コンクリ ート造	耐高 震性 い —	壁、梁（はり）、柱などの 部材に、ひび割れ・亀裂が 入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの 部材に、ひび割れ・亀裂が 多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの 部材に、ひび割れ・亀裂が さらに多くなる。 1階あるいは中間階の柱が 変形し、まれに傾くもの がある。	
	耐低 震性 い 壁、梁（はり）、柱などの 部材に、ひび割れ・亀裂が 入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの 部材に、ひび割れ・亀裂が 多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの 部材に、斜めやX状のひび 割れ・亀裂がみられるこ とがある。 1階あるいは中間階の柱が 崩れ、倒れるものがある。	壁、梁（はり）、柱などの 部材に、斜めやX状のひび 割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が 崩れ、倒れるものが多 くなる。	

図－2.3 震度の説明

① 地盤のゆれやすさマップ

地盤のゆれやすさマップは、一定規模の地震が起きた場合の地盤のゆれやすさを示したもので、宇佐市に大きな被害を与えると思われる5つの地震について、その地震が発生した場合の震度分布を作成し、5つの地震の震度の最大値を250mメッシュ毎に色別に表したものである。

5つの地震は表-2.2に示した宇佐市周辺の活断層で発生する4つの地震と、全国どこでも起こりうる直下の地震（M6.9）を採用した。

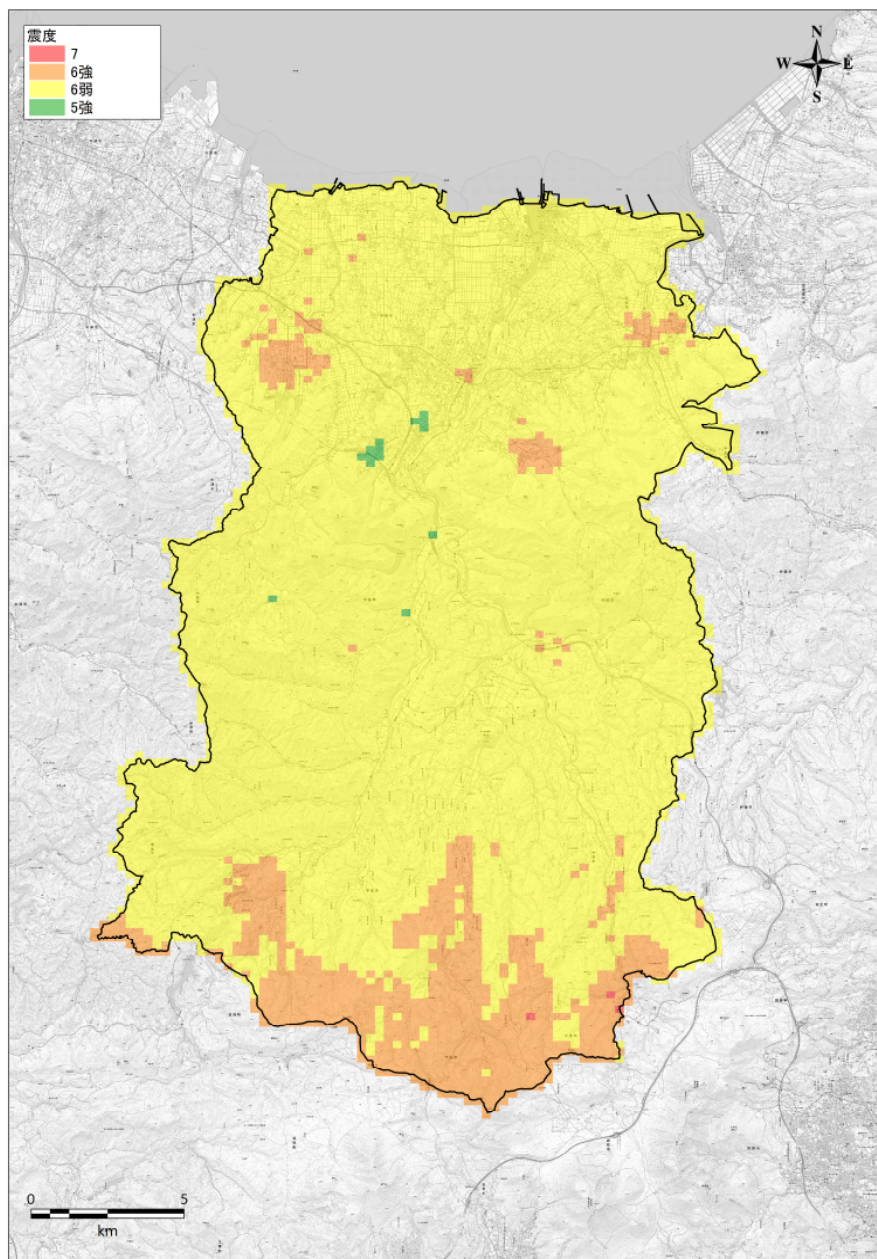


図-2.4 地盤のゆれやすさマップ（表-2.2の各地震の最大値で想定）

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 710」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

② 地域の危険度マップ

地域の危険度マップは、「地盤のゆれやすさマップ」で示した地震によるゆれによって発生する建物の被害分布を、「危険度」として相対的に表したものである。

「危険度」は、50mメッシュ単位で分割した地域にある建物の内、全壊する建物の割合が多いか少ないかを相対的な段階数値で表したものである。耐震性の低い古い木造家屋等が多く、地震のゆれが大きい場所が、倒壊の危険度が高い結果となる。

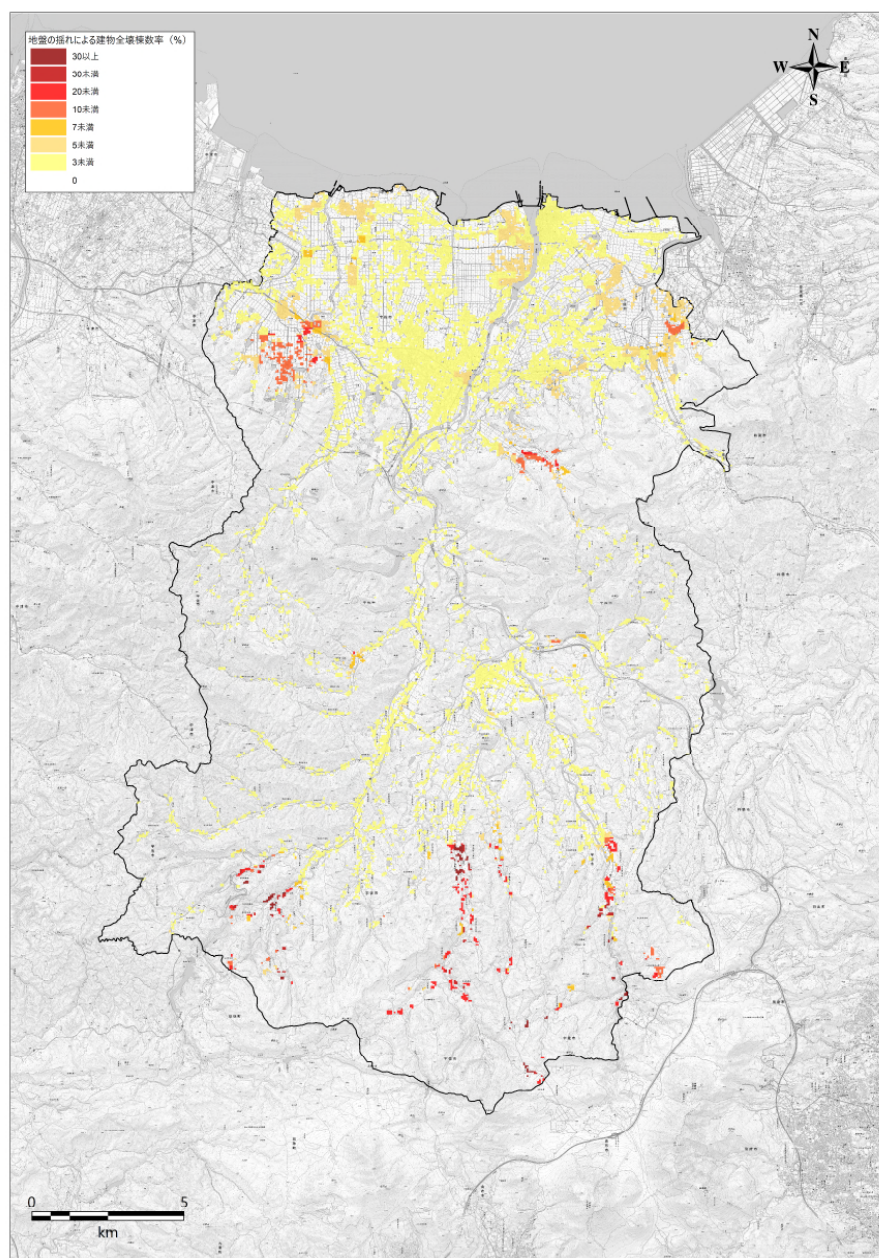


図-2.5 地域の危険度マップ

(図-2.4の地盤のゆれやすさマップを基に建物の被害分布を想定)

※建物全壊棟数率は 50m メッシュ単位で分割した地域の建物棟数と地盤のゆれにより全壊する建物棟数の割合を示したものの。白色の0%は建物がない地域を含む。

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 710」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

2. 耐震化の現状及び目標

国の基本方針では、平成 37 年（令和 7 年）までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消、平成 37 年（令和 7 年）を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することとしており、本市においては、国の基本方針及び県計画を踏まえ、市内の建築物の現状を勘案して、耐震化率の目標を設定する。

（１）住宅の耐震化の現状及び目標

平成 30 年住宅・土地統計調査に基づき、平成 30 年 10 月 1 日における宇佐市の住宅の耐震化率の状況を、大分県の推計方式に準じて算定した。

その結果、宇佐市の住宅の耐震化率については、現状で 67.1%であると推定される。

○住宅の耐震化率の目標：令和 7 年度末までに 90%

表－2.3 宇佐市の住宅の耐震化率の推計（改修によるものを除く）

	総数 (戸)	木造系(木造+防火木造)			非木造系(総数-木造系)		
		総数	耐震性 なし	耐震性 あり	総数	耐震性 なし	耐震性 あり
昭和 56 年以前 計	8,830	8,343	7,342	1,001	487	117	370
		100%	88%	12%	100%	24%	76%
昭和 57 年以降 計	13,290	10,957	0	10,957	2,333	0	2,333
		100%	0%	100%	100%	0%	100%
計	22,120	19,300	7,342	11,958	2,820	117	2,703
		100%	38.0%	62.0%	100%	4.1%	95.9%

※昭和 56 年以前の住宅については、国が示す数値（木造 12%、非木造 76%）より、「耐震性あり」を推計。なお、昭和 57 年以降の住宅については、すべて「耐震性あり」と推定。（市営住宅など市の公営住宅を含む。）

平成 30 年住宅・土地統計調査（総務省）

表－2.4 宇佐市の住宅の現状の耐震化率

住宅総数(戸数) ①	耐震住宅(戸数) ②	耐震改修住宅(戸数) ③	耐震化率 (②+③)/①
22,120	14,661	190	67.1%

平成 30 年住宅・土地統計調査（総務省）

(2) 市公共建築物の耐震化の現状及び目標

① 市公共建築物

宇佐市内の市公共建築物のうち、原則として居室を有し、かつ延べ面積 100m² 以上のものは 275 棟である。

そのうち、昭和 56 年以前に建築された建築物は 66 棟であり、昭和 57 年以降の建築物も含めた全体の耐震化率は、87.3%である。

○市公共建築物の耐震化率の目標：

令和 7 年度末までに 防災上重要な公共建築物 100%
その他の市公共建築物 90%

表－2.5 市公共建築物の耐震化の現状（令和 2 年 3 月 31 日時点）

（単位：棟）

		建築物数 ① (②+④)	昭和 56 年以前の 建築物 ②	うち耐震性 が有るもの ③	昭和 57 年 以降の 建築物 ④	耐震性有 建築物 ⑤	耐震化率 ⑥ (⑤/①)
防災上重要な公共建築物	宇佐市地域防災計画に定める市公共建築物	146	31	27	115	142	97.3%
	その他防災上重要な建築物	29	9	4	20	24	82.8%
	不特定多数のものが利用する建築物	57	13	—	44	44	77.2%
	小計	232	53	31	179	210	90.5%
その他の市公共建築物		43	13	—	30	30	69.8%
合計		275	66	31	209	240	87.3%

※市公共建築物の棟数は、原則として居室を有し、かつ延べ面積 100m² 以上のもの。

② 市公共特定建築物

耐震改修促進法に定める特定建築物のうち、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された宇佐市内の市公共特定建築物は 20 棟であり、昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工された建築物も含めた全体の耐震化率は、95.7%と推定される。

危険物貯蔵等の特定建築物に該当するものはない。

○市公共特定建築物の耐震化率の目標：令和 7 年度末までに 100%

表－2.6 市公共特定建築物の耐震化の現状（令和 3 年 3 月 31 日時点）

（単位：棟）

特定建築物		建築物数 ① (②+④)	昭和 56 年 5 月 31 日以前 に着工された 建築物 ②		昭和 56 年 6 月 1 日 以降に 着工された 建築物 ④	耐震性有 建築物 ⑤ (③+④)	耐震化率 ⑥ (⑤/①)
			うち耐震性 が有るもの ③				
	市庁舎、学校、体育館等、災害時の拠点となる建築物	45	10	7	35	42	93.3%
	集会場、公会堂等、不特定多数のものが利用する建築物	1	—	—	1	1	100.0%
	共同住宅、事務所、工場等、特定多数のものが利用する建築物	24	10	10	14	24	100.0%
	小計	70	20	17	50	67	95.7%
危険物貯蔵等		—	—	—	—	—	—
合計		70	20	17	50	67	95.7%

※市営の共同住宅で建築構造が壁式であるものは、耐震性ありとしている。

(3) 民間特定建築物の耐震化の現状及び目標

耐震改修促進法に定める特定建築物のうち、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された宇佐市内の民間特定建築物は 25 棟であり、昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工された建築物も含めた全体の耐震化率は、84.3%と推定される。

危険物貯蔵等の特定建築物に該当するものはない。

○民間特定建築物の耐震化率の目標：令和 7 年度末までに 90%

表－2.7 民間特定建築物の耐震化の現状（令和 2 年 3 月 31 日時点）

（単位：棟）

特定建築物		建築物 数 ① (②+④)	昭和 56 年 5 月 31 日以前 に着工された 建築物 ②		昭和 56 年 6 月 1 日 以降に 着工された 建築物 ④	耐震性有 建築物 ⑤ (③+④)	耐震化率 ⑥ (⑤/①)
			うち耐震性 が有ると推 定されるも の ③				
	学校、体育館等、幼稚園、病院、郵便局等、災害時の拠点となる建築物	42	12	5	30	35	83.3%
	百貨店、ホテル、集会場等、不特定多数のものが利用する建築物	11	2	—	9	9	81.8%
	共同住宅、事務所、工場等、特定多数のものが利用する建築物	49	11	4	38	42	85.7%
	小計	102	25	9	77	86	84.3%
危険物貯蔵等		—	—	—	—	—	—
合計		102	25	9	77	86	84.3%

第3章 耐震化の促進に関する基本方針・重点施策

1. 基本的な取組方針

耐震診断・耐震改修は、原則として建築物の所有者等自らの責任で行う。

市は、市民の生命・財産を守るため、建築物の所有者等が主体的に耐震化の取り組みができるように、技術的・財政的な支援を行う。

2. 重点的に取り組む施策

耐震診断・耐震改修の促進が効果的に行われるように、住宅・建築物について、重点的に取り組むべき施策を定める。

（１）不特定多数の者が利用する大規模な建築物の耐震化の促進

平成 25 年法改正において、耐震診断の報告が義務付けられた不特定多数の者が利用する大規模な特定既存耐震不適格建築物については、特に、耐震化を重点的に促進する。

（２）住宅等の耐震化の促進

戸建の住宅、民間や公共の共同住宅等の耐震診断・耐震改修等を促進し、市街地等の防災性の向上を図る。

（３）重要建築物の耐震化

① 防災上重要な市公共建築物の耐震化促進

公共建築物のうち、防災上重要な市公共建築物、施設について、重点的に耐震化を行う。

② 民間特定建築物の耐震化促進

特定建築物のうち民間が所有する建築物について、重点的に耐震化を促進する。

③ その他の防災上重要な建築物（市有、民間）

その他の防災上重要な建築物において、公衆トイレ、幼稚園、保育所、病院、福祉施設等で規模の小さいものについて、建築物の耐震化の促進を図る。

④ 歴史・文化・伝統的建築物

歴史・文化・伝統的建築物においても、必要に応じて耐震化の促進を図る。

（４）沿道建築物の耐震化

耐震改修促進法第 6 条第 3 項に定める道路については、県計画を踏まえ、県と調整のうえ指定し、今後関係部署と連携し調査検討の上、当該道路沿道建築物について重点的に耐震化を促進する。

（５）ブロック塀の安全対策

危険なブロック塀等について、住宅及び事業所等から避難所へ続く私道を除く経路及び今後指定する耐震改修促進法第 6 条第 3 項に定める道路の沿道において、耐震化（除却を含む。）を促進する。

第4章 耐震化に係る総合的な施策の展開

耐震化に係る総合的な施策

1. 普及啓発

- ・ 地震防災マップの作成・公表
- ・ パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催
- ・ 耐震診断実施に向けた働きかけ
- ・ 地域住民・自治会との連携、支援
- ・ リフォームにあわせた耐震改修の誘導

2. 安心して耐震改修を行うための環境整備

- ・ 相談体制の整備及び情報提供の充実
- ・ 信頼できる事業者についての情報提供
- ・ 専門技術者向け、市民向け講習会の開催及び専門技術者の養成

3. 耐震化に対する支援策

- ・ 耐震診断支援事業
- ・ 耐震改修支援事業
- ・ 耐震アドバイザー派遣事業

4. 総合的な安全対策

- ・ 家具転倒防止対策
- ・ 窓ガラス等落下防止対策
- ・ エレベーター閉じ込め防止対策
- ・ 危険なブロック塀の倒壊防止対策
- ・ 被災建築物の応急危険度判定制度の普及、啓発
- ・ 建築物の不燃化の推進
- ・ よう壁、がけ地等の災害対策
- ・ 工作物（屋外広告物等）の倒壊・落下・脱落防止対策
- ・ 天井等の非構造部材の安全確認

5. 建築物の所有者等への指導・指示等

- ・ 耐震改修促進法に基づく指導等の実施
（耐震診断義務付け対象建築物、指示対象建築物など）
- ・ 建築基準法による勧告または命令等の実施

1. 普及啓発

(1) 地震防災マップの作成・公表

住宅等の耐震化を効果的に推進するため、地盤のゆれやすさと建物倒壊の危険度を認識できる「地震防災マップ」を作成し、公表する。

(2) パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の啓発及び知識の普及を図るため、耐震診断相談窓口に、国や大分県、本市のパンフレット等を常備し、配布する。

また、耐震診断及び耐震改修の啓発及び知識について重要な内容や最新の情報については、広報等を通じて定期的に住民に広く普及を行う。

(3) 耐震診断実施に向けた働きかけ

建築物の所有者等が耐震診断実施に踏み切るには何らかのきっかけが必要であり、より直接的な働きかけが有効である。このため、国や県と連携した事業の推進や、自治会などのより地域住民に密接な組織との連携を強化し、住宅等の耐震化の重要性を啓発する。

(4) 地域住民・自治会との連携、支援

地震防災対策の基本は「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は皆で守る」を基本とし、自主防災組織の育成・指導を推進し、この自主防災組織と連携して、耐震診断及び耐震改修の啓発及び知識の普及を行う。

参考 表-4.1 自主防災組織に期待される活動・役割（宇佐市地域防災計画書より）

平常時（日常の活動）	災害発生時（非常時の活動）
・ 防災知識の普及 ・ 防災訓練の実施 ・ 資機材等の整備 ・ 災害危険箇所の把握 ・ 避難行動要支援者の把握 等	・ 安否や被害についての情報収集 ・ 自治体及び関係機関の情報伝達 ・ 初期消火活動、救出活動 ・ 負傷者の手当・搬送 ・ 避難行動要支援者の避難支援・誘導活動 ・ 避難所運営 ・ 物資配分、物資需要の把握 ・ 炊き出し等の給食・給水活動 ・ 防疫対策、し尿処理 ・ 避難中の自警（防犯）活動 ・ ボランティア活動のニーズ把握 等

また、自治会ごとの地震防災マップの掲示や、特に耐震性の不明確な住宅等が密集し防災上課題のある地区については、簡易耐震診断の実施や自治会の集まりで各種事業の紹介を行うなど定期的な働きかけにより、地域ぐるみでの防災意識の向上を図る。

（５）リフォームにあわせた耐震改修の誘導

大分県や建築関係団体と協力して、耐震改修と併せたリフォームについての知識の普及や、セミナーの実施を行う。

表－４.２ リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォーム項目	耐震改修の誘導
間仕切りの新設、撤去等による、間取りの変更	・ 壁量及びバランス、重心・剛心、偏心率などの改善
外壁、間仕切りなど壁の修繕	・ サイディング等軽量の外壁材の使用 ・ 柱、梁の増設、入れ替え ・ 壁、梁の火打、筋交等の増設、入れ替え ・ 耐震補強金物による部材接合部の補強 ・ 筋交の制震ダンパー等の採用 ・ 構造用合板による壁面補強 ・ 基礎コンクリートの増打ち補強
フローリングなど床面の修繕	・ 構造用合板による床面補強、剛床構造の採用
屋根の修繕	・ ガルバリウム鋼板など軽量屋根材への転換 ・ 屋根材の釘、ビス、番線による野地板への頑強な固定

２. 安心して耐震改修を行うための環境整備

（１）相談体制の整備及び情報提供の充実

建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の啓発及び知識の普及を図るため、耐震診断相談窓口を設置し、情報提供を行う。

耐震診断の相談にあたっては、耐震改修の工事内容や工事費用等の質問にも対応できるように関係団体と連携し、専門家にも参加してもらえる体制整備を目指す。

また、耐震診断相談を実施していることの周知を図る。

宇佐市耐震診断相談窓口

宇佐市 建設水道部 建築住宅課

電話：0978-27-8182

（２）信頼できる事業者についての情報提供

大分県や関係団体等と連携して、耐震診断や耐震改修を依頼できる事業者（設計、施工）の登録制度を運営し、登録事業者についての情報提供を行う。

（３）専門技術者向け、市民向け講習会の開催及び専門技術者の養成

大分県内の関係団体と連携して講習会等を開催している。今後も、専門技術者の育成及び市民の地震防災意識の向上に対する講習会の開催等の取り組みを継続的に支援する。

3. 耐震化に対する支援策

宇佐市における建築物の耐震化に対する支援策は、以下のとおりである。

今後、市民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていくものとする。

表－4.3 耐震診断支援事業

補助対象事業	地上階数が2以下の住宅の耐震診断
対象建築物	昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅
負担割合	国1/2 県1/4 市1/4
補助限度額	原則、所有者負担5,500円 ※家の形、経年数により上記以外に費用がかかる場合あり
実施期間	平成18年度～

表－4.4 耐震改修支援事業

補助対象事業	地上階数が2以下の住宅の耐震改修
対象建築物	昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅 (耐震診断の結果 評点が1.0未満のもの)
負担割合	国1/3 県1/6 市1/6 (申請者1/3)
補助限度額	全体耐震改修：最高80または100万円(戸)※ 段階的耐震改修：最高60万円(戸) 耐震シェルター改修：最高30万円(戸)
実施期間	平成20年度～

※一定の条件を満たした場合、最高100万円とする。

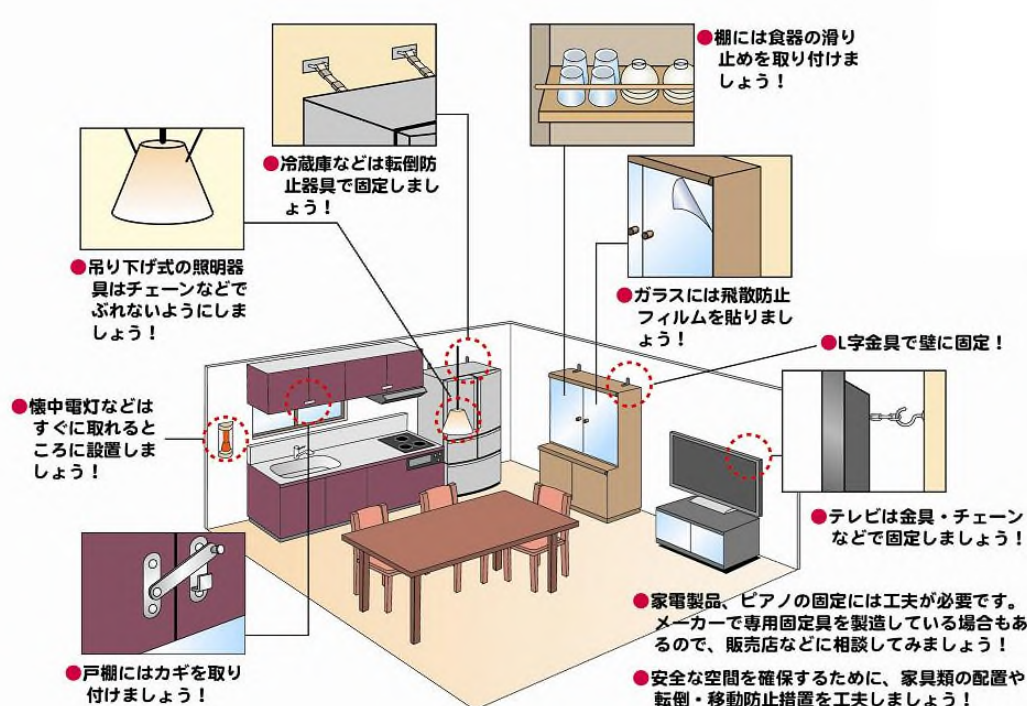
表－4.5 耐震アドバイザー派遣事業

補助対象事業	2階以下の木造住宅、木造アパートの耐震相談
対象建築物	平成12年5月以前に着工された木造住宅・木造アパート
負担割合	県1/1
補助限度額	無料
実施期間	平成21年度～

4. 総合的な安全対策

(1) 家具転倒防止対策

防災訓練等において、家具転倒防止器具の取付等、家具転倒防止の普及、啓発を促進する。



図－4.1 家具転倒防止対策

(2) 窓ガラス等落下防止対策

建築物の所有者等に対し、外壁タイル、窓ガラス、屋外広告物等の落下について、防止対策を施すよう周知徹底を行う。

表－4.6 窓ガラス等落下防止対策

点検箇所	点検事項	防止対策
外壁タイル、モルタル等の仕上げ材	亀裂・浮き上がり等異常がないか	異常があれば、建築業者等の専門家に点検を依頼し、必要に応じて修繕等を行う。 (3階以上、築10年以上で傾斜した外壁を有する建築物は特に注意)
窓ガラス	固定窓などのガラスの固定に硬いパテが使われていないか	固定パテを軟らかいシーリング材に替える。 飛散防止フィルムを貼る。 網入りガラスに替える。
屋外広告物 袖看板 ウインド型クーラー等建築設備	取付箇所の取付金具やボルト等の腐食がないか	腐食が初期であれば、錆落としをし、塗装をする。 腐食がひどいときは、部材を取り替えるなどの改善をする。

(3) エレベーター閉じ込め防止対策

エレベーター等昇降機の設置において、建築確認や完了検査などのチェック体制を強化する。

建築物の所有者等に対し、エレベーター等昇降機の整備、点検の周知徹底を行う。

(4) 危険なブロック塀等の倒壊防止対策

地震発生時等におけるブロック塀等の倒壊による被害の防止を図るとともに、避難路を確保するため、危険ブロック塀等を除却する工事を行う場合には、その経費の一部を補助することにより、市民の安心・安全の確保及び住環境の改善を図る。

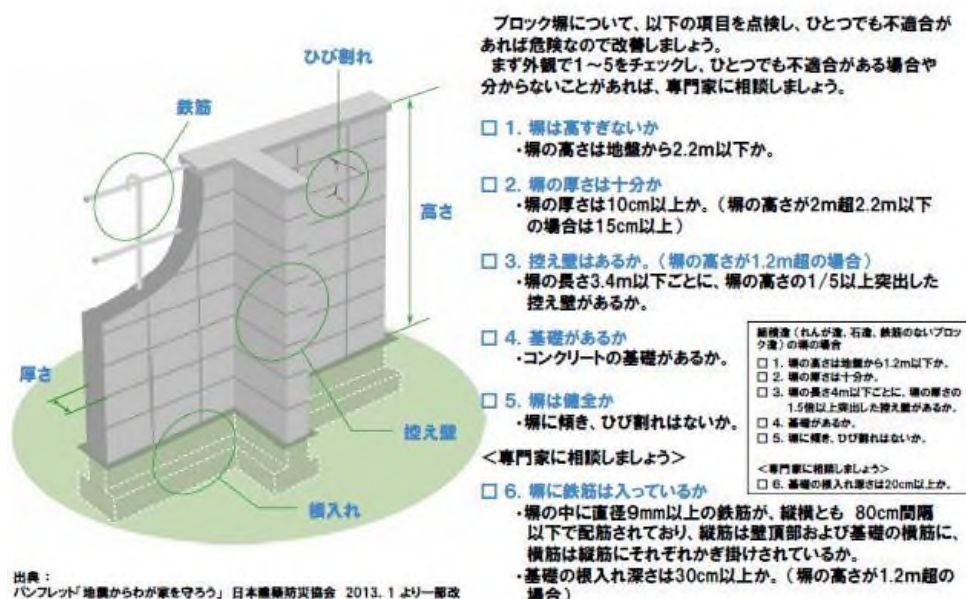


図-4.2 ブロック塀等の点検のチェックポイント

表-4.7 危険ブロック塀等除却促進事業

補助対象事業	危険なブロック塀等の除却
対象	・避難路※に面していること。 ・高さが1メートル以上あること。 ・危険であること。
負担割合	国 1 / 2 県 1 / 4 市 1 / 4 (申請者 1 / 2)
補助限度額	最大 10 万円
実施期間	平成 30 年度～

※管内にある全ての住宅及び事業所等から避難所へ続く私道を除く経路とする。なお、この経路は、ブロック塀等の安全確保に関する事業（防災・安全交付金基幹事業）の対象となる避難路沿道等とする。

(5) 被災建築物の応急危険度判定制度の普及、啓発

大分県や建築士会、建築関係団体と協力して、地震により被災した建築物が引き続き安全に居住できるか、また余震等による二次災害に対して安全であるかの判定活動を行う被災建築物応急危険度判定の普及、啓発を行う。

表－4.8 応急危険度判定の概要

応急危険度判定	● 地震後の余震等による二次災害を未然に防止するため、被災した建築物の被害の状況を調査し、その建築物が使用できるか否かの判定・表示を応急的に行うこと。 ● 調査結果は、「危険」(赤紙)、「要注意」(黄紙)、「調査済」(緑紙)の三種類の判定ステッカー(色紙)のいずれかにより、見やすい場所に表示する。 ● 罹災証明のための被害調査ではなく、建築物が使用できるか否かを応急的に判定することが目的
応急危険度判定士	● 被災地において、地元市区町村長または都道府県知事の要請により、応急危険度判定を行う建築技術者 ● 都道府県知事が行う講習会などを受講して認定登録を受けたものが行える。 ● 判定活動時は、常に身分を証明する登録証を携帯、「応急危険度判定士」と明示した腕章及びヘルメットを着用
判定表示ステッカー	
判定シート (木造、鉄筋コンクリート、鉄骨造)	

（６）建築物の不燃化の推進

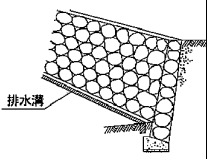
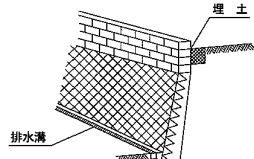
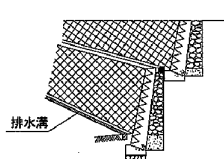
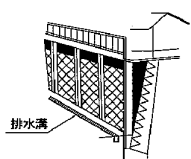
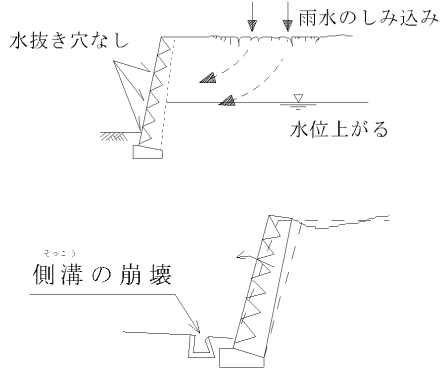
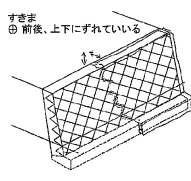
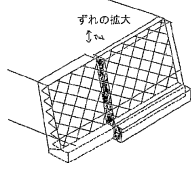
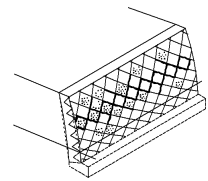
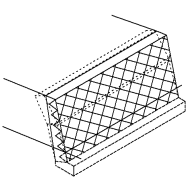
建築物の新築・増改築時においては、建築基準法及び消防法に基づく不燃化、防火対策の指導を行うとともに、既存の建築物等についても建物の不燃化、消火設備、避難器具の設置など改善指導を行う。

（７）よう壁、がけ地等の災害対策

震災時に崩落の危険性が心配されるよう壁については、市内におけるよう壁の実態を把握し、よう壁の安全性や耐震性の向上に関する普及・啓発を行い、耐震診断や改修の促進に努める。

また、地震や風水害によって土砂災害が発生する恐れのあるがけ地等について、がけ地の点検やパンフレットの配布などを行い、危険ながけ地等については、近隣居住者に注意を喚起するとともに、がけ地の所有者に対して改善等の指導を行う。

表－４．９ 専門家による耐震診断及び耐震対策が必要なよう壁

項目	概要図			
特殊な構造形式	空石積よう壁 	増積よう壁 	２段よう壁 	張出床板付よう壁 
排水状況	・ 水抜き穴がない。 ・ 水抜き穴があるが、絶えず水が流れている。 ・ 排水施設がない、あるいは壊れている。 			
ひび・ずれがある	ひび 	ずれ 	ふくらみ 	傾斜・折損 

※図は、国土交通省ホームページ 我が家の擁壁チェックシートより

（８）工作物（屋外広告物等）の倒壊・落下・脱落防止対策

地震の際、屋上タンク、看板等の工作物が落下・脱落しないように、道路法、建築基準法に基づき、所有者に対して注意を喚起するとともに、危険な工作物に対しては改善等の指導を行う。

（９）天井等の非構造部材の安全確認

大規模空間を持つ建築物の天井等の非構造部材について、落下・崩壊等の被害発生が想定される。このため建築物の所有者等への天井等の構造・施工状況の点検を促すとともに、適切な施工、補強方法の普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行う。

5. 建築物の所有者等への指導・指示等

（１）耐震改修促進法に基づく指導等の実施

①指示対象建築物

ア. 耐震改修についての指導・助言

耐震改修促進法第 15 条第 2 項に規定する特定既存耐震不適格建築物については、所有する建築物が指示対象建築物となっている旨の周知を行うとともに、必要な場合、同条第 1 項に基づき、耐震改修についての指導・助言を行う。

イ. 耐震改修についての指導に従わない場合の措置

指導に従わない場合は、同条第 2 項の規定に基づき、必要な指示を行い、正当な理由なく、その指示に従わないときは、その旨を市ホームページ等にて公表する。

②指導助言対象建築物

耐震改修促進法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物は除く。）については、その所有者に対して、必要な場合は、法第 15 条第 1 項の規定に基づき、指導・助言を行う。

（２）建築基準法による勧告または命令等の実施

耐震改修促進法に基づく指導・助言・指示等を行ったにもかかわらず、当該所有者等が必要な対策をとらなかった場合で、建築基準法第 10 条の勧告または命令の対象となる建築物のうち、用途、規模、老朽度及びその位置等から判断してその倒壊による周辺等への影響が大きいと認められる場合には、耐震改修等必要な措置をとることを勧告し、従わない者については命令を行うものとする。

6. 防災上重要な道路

地震発生時の建物等の倒壊による閉塞等で、市民の避難、緊急輸送等の阻害を防止する必要があるものとして、耐震改修促進法第6条第3項に定める道路については、県計画を踏まえ、県と調整のうえ指定を行う。なお、宇佐市地域防災計画においては、緊急輸送路として、次の道路が指定されている。

参考 表－4.10 地域防災計画において記載された緊急輸送路

幹線道路	代替路線	市道
① 宇佐別府道路 ② 国道10号 ③ 国道213号 ④ 国道387号 ⑤ 国道500号	① 県道中津高田線 ② 県道耶馬溪院内線 ③ 県道山香院内線 ④ 県道宇佐本耶馬溪線 ⑤ 県道安心院湯布院線 ⑥ 県道和気佐野線 ⑦ 県道佐田駅川線 ⑧ 県道佐田山香線	① 1級市道0118 東上田・城井線 ② 2級市道2143 ウサノピア線 ③ 2級市道2147 上田3号線 ④ 2級市道2149 上田5号線

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1. 庁内推進体制の確立

震災に強いまちづくりを実現するための市有及び民間の建築物の耐震化促進は、防災、福祉、保健、医療、教育、文化、産業、まちづくりなど市制の広範囲に関係する課題である。そのため、庁内の関係各課と耐震化の課題の共有化と相互の連絡調整を図るために、全庁的な推進体制を確立し、総合的・計画的に本計画を推進する。

2. 関係団体との協働による推進体制の確立

本計画に掲げた基本方針や目標を具現化し、震災に強い、安心で安全な都市構造の実現に向けて、市民、各種活動団体、企業、事業所など関係団体等が様々な取り組みを行える推進体制を確立し、市と関係団体等との協働による本計画の推進を行う。

<参考資料>

- **耐震改修促進法等改正の概要**

（平成 18 年改正、平成 25 年改正、平成 31 年改正）

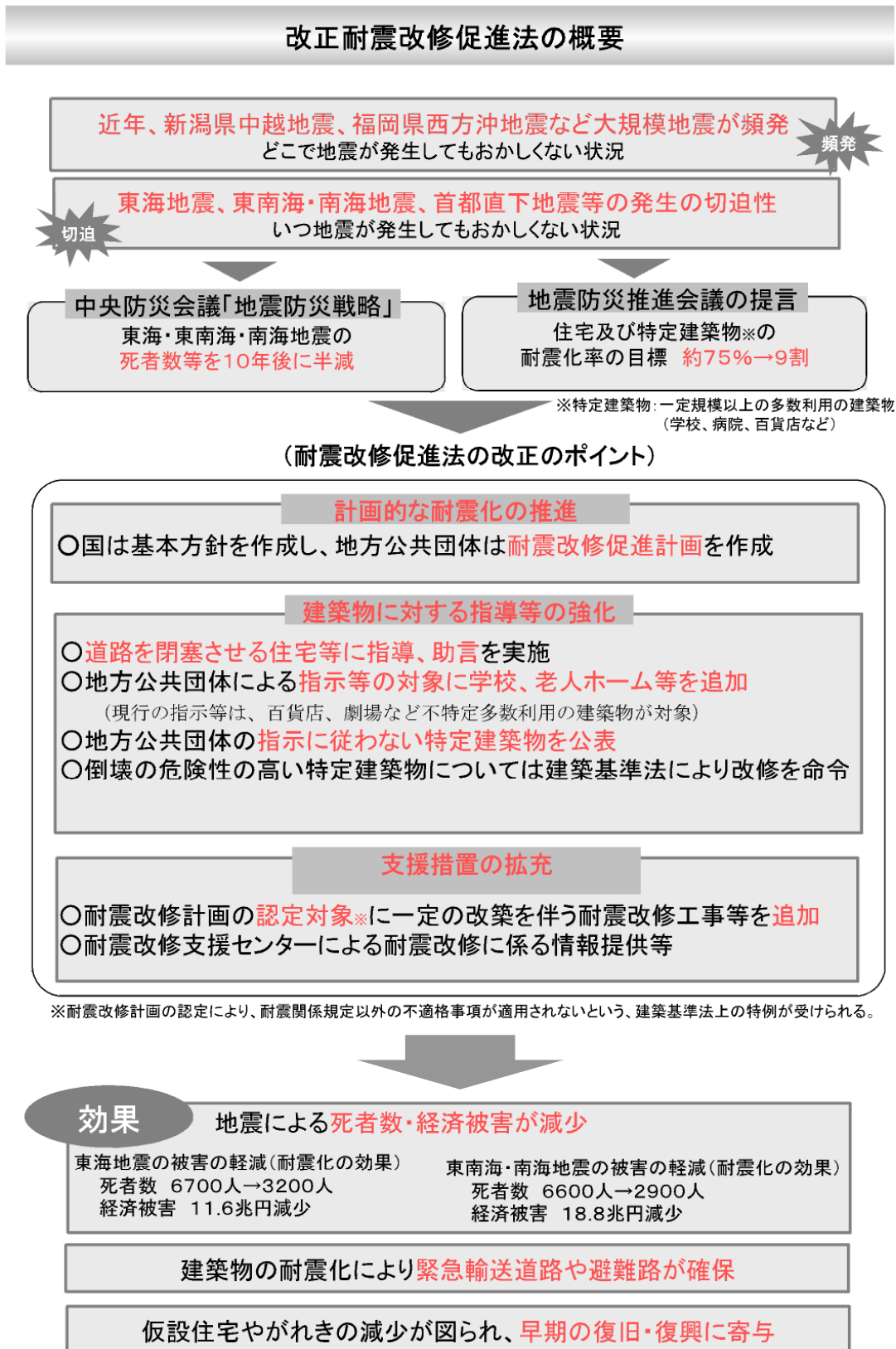
- **建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）**

- **宇佐市に大きな影響を与える活断層**

- **用語解説**

■ 耐震改修促進法等改正の概要 (平成 18 年改正、平成 25 年改正、平成 31 年改正)

1. 平成 18 年改正



図一参 1 H18 年改正耐震改修促進法の概要 1 (国土交通省ホームページ)

耐震改修促進法に基づく特定建築物の範囲の拡大

◆ 指導・助言対象

《改正》

【特定建築物の（用途に応じた）規模の引き下げ】

- 避難弱者の利用する建築物の規模を引き下げ
- 一般体育館は実態にあわせて1階建てでも対象
- 幼稚園・保育所：2階・500㎡以上
- 小・中学校等：2階・1000㎡以上
- 老人ホーム等：2階・1000㎡以上
- 一般体育館：1000㎡以上（階数要件なし）
- その他の多数利用の建築物：3階・1000㎡以上（現行どおり）

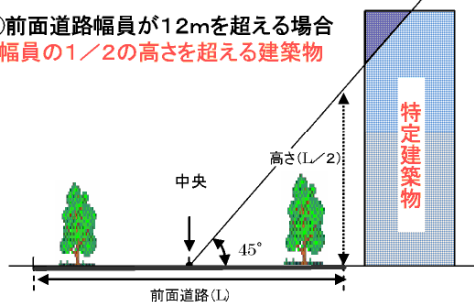
【法改正により追加した特定建築物】

- 道路閉塞させる住宅・建築物（政令により一定の高さ以上のものと規定）※下図参照
- 危険物を取り扱う建築物（政令により危険物の種類・量を規定）

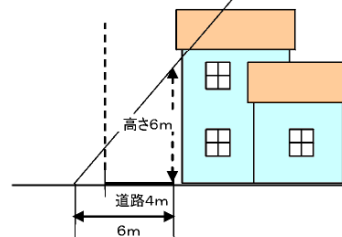
道路閉塞させる住宅・建築物

※多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある住宅・建築物

①前面道路幅員が12mを超える場合
幅員の1/2の高さを超える建築物



②前面道路幅員が12m以下の場合
6mの高さを超える建築物



◆ 指示・立入り検査対象

《改正》

【特定建築物の（用途に応じた）規模の引き下げ】

- 一般体育館は実態にあわせて1階建てでも対象
- 一般体育館：2000㎡以上（階数要件なし）
- その他の不特定多数の者が利用する建築物
：3階・2000㎡以上（現行どおり）

【法改正により追加した指示等の対象となる特定建築物】

- 避難弱者の利用する建築物については小規模なものも対象
- 幼稚園・保育所：2階・750㎡以上
- 小・中学校等：2階・1500㎡以上
- 老人ホーム等：2階・2000㎡以上
- 危険物を取り扱う建築物：500㎡以上

図一参2 H18年改正耐震改修促進法の概要2（国土交通省ホームページ）

2. 平成 25 年改正

大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施の義務付け、耐震改修計画の認定基準の緩和等の所要の措置を講ずる。

背景

- ◆ 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年までに9割(平成17年:75%)にする目標(「地震防災戦略」(中央防災会議決定(H17)))の達成には、耐震化を一層促進することが必要。
(現行の耐震基準は昭和56年6月に導入)
- ◆ 南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視。
(南海トラフの巨大地震の被害想定(H24.8内閣府):建物被害約94~240万棟、死者数約3~32万人)

建築物の耐震化を加速するため、施策の強化は喫緊の課題

改正案の概要

■ 建築物の耐震化の促進のための規制強化

耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等

平成27年末まで

地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

地方公共団体が指定する期限まで

都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物



(※)東日本大震災後のA市役所の被害状況

(現行制度)

耐震診断結果に基づく耐震改修の促進

耐震改修の指示(従わない場合にはその旨の公表)



倒壊等の危険性が高い場合

建築基準法による改修命令等

全ての建築物の耐震化の促進

○マンションを含む住宅や小規模建築物等についても、耐震診断及び必要に応じた耐震改修の努力義務を創設。

■ 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建ぺい率の特例

○新たな耐震改修工法も認定可能になるよう、耐震改修計画の認定制度について対象工事の拡大及び容積率、建ぺい率の特例措置の創設。

耐震性に係る表示制度の創設

○耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できる制度を創設。

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

○耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物(マンション等)について、大規模な耐震改修を行う場合の決議要件を緩和。(区分所有法の特例:3/4→1/2)

【新たに認定対象となる増築工事の例】



(参考)支援措置の拡充

○住宅の改修・建替え等に対する緊急支援【平成24年度補正予算】

通常の支援(国11.5%等、地方11.5%等)に加え、30万円/戸を追加支援(国15万円/戸、地方15万円/戸)

○耐震診断の義務付け対象建築物に対する重点的・緊急的支援【平成25年度予算案】

耐震診断:国[通常]1/3⇒[緊急支援]1/2 耐震改修:国[通常]11.5%、1/3⇒[緊急支援]1/3、2/5

(通常の社会資本整備交付金による国費分を含む助成率。上記の他、社会資本整備総合交付金等を利用した既存の耐震補助制度がない地方公共団体の区域においても一定の支援)

○耐震改修促進税制(住宅)の拡充【平成25年度税制改正案】

住宅・建築物の耐震化を強力に促進

図一参3 H25年改正耐震改修促進法の概要(国土交通省ホームページ)

3. 平成 31 年改正

I. 背景

建築物の耐震改修の促進に関する法律において、都道府県又は市町村は、耐震改修促進計画において、沿道建築物について耐震診断及び耐震改修を促進することが必要な道路等に関する事項を記載することができることとされています^{※1}。

当該道路に接する通行障害建築物^{※2}であって既存耐震不適格建築物であるもの（耐震不明建築物であるものに限る。）については、その所有者に当該建築物の耐震診断及び所管行政庁に対する耐震診断結果の報告が義務付けられています。

今般、ブロック塀等が倒壊した場合に通行障害が生じることを防ぐため、通行障害建築物に、建物に附属する一定の高さ・長さを有するブロック塀等を追加することとします。

※1：法第5条第3項第2号及び第6条第3項第1号

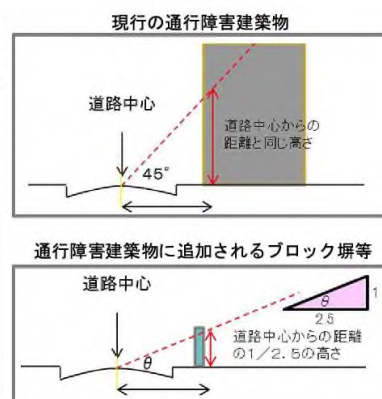
※2：地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物

II. 概要

通行障害建築物に、その前面道路に面する部分の長さが25m^{※3}を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離^{※4}を加えた数値を2.5で除して得た数値を超えるブロック塀等であって、建物に附属するものを追加します。

※3：地形、道路の構造その他の状況によりこの長さとするのが不適当である場合、8m以上25m未満の範囲において、都道府県知事又は市町村長が規則で定めることができる。

※4：地形、道路の構造その他の状況によりこの距離とするのが不適当である場合、2m以上(高さ $2 \div 2.5 = 0.8\text{m}$ 以上)の範囲において、都道府県知事又は市町村長が規則で定めることができる。



図一参 4 H31 年改正耐震改修促進法の概要（国土交通省ホームページ）

■ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等（第四条—第六条）
- 第三章 建築物の所有者が講ずべき措置（第七条—第十六条）
- 第四章 建築物の耐震改修の計画の認定（第十七条—第二十一条）
- 第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等（第二十二条—第二十四条）
- 第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等（第二十五条—第二十七条）
- 第七章 建築物の耐震改修に係る特例（第二十八条—第三十一条）
- 第八章 耐震改修支援センター（第三十二条—第四十二条）
- 第九章 罰則（第四十三条—第四十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地に接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地に接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
- 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、

当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚

偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく、当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

い。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

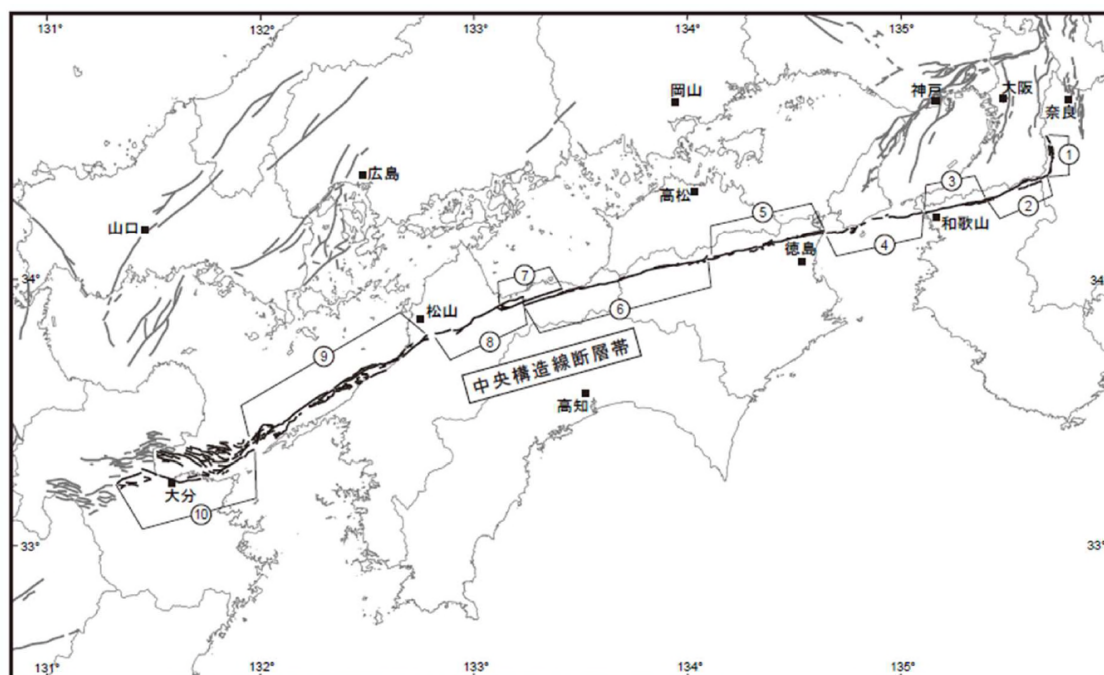
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

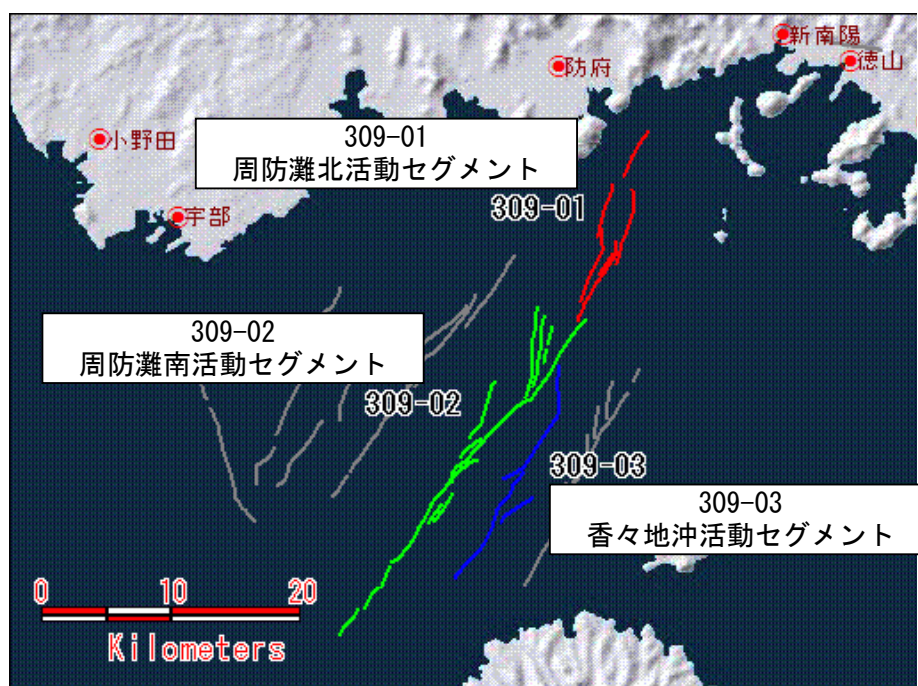
■ 宇佐市に大きな影響を与える活断層



図－参 5 中央構造線断層帯の概略位置図

①金剛山地東縁区間、②五条谷区間、③根来区間、④紀淡海峡－鳴門海峡区間、⑤讃岐山脈南縁東部区間、⑥讃岐山脈南縁西部区間、⑦石鎚山脈北縁区間、⑧石鎚山脈北縁西部区間、⑨伊予灘区間、および⑩豊予海峡－由布院区間

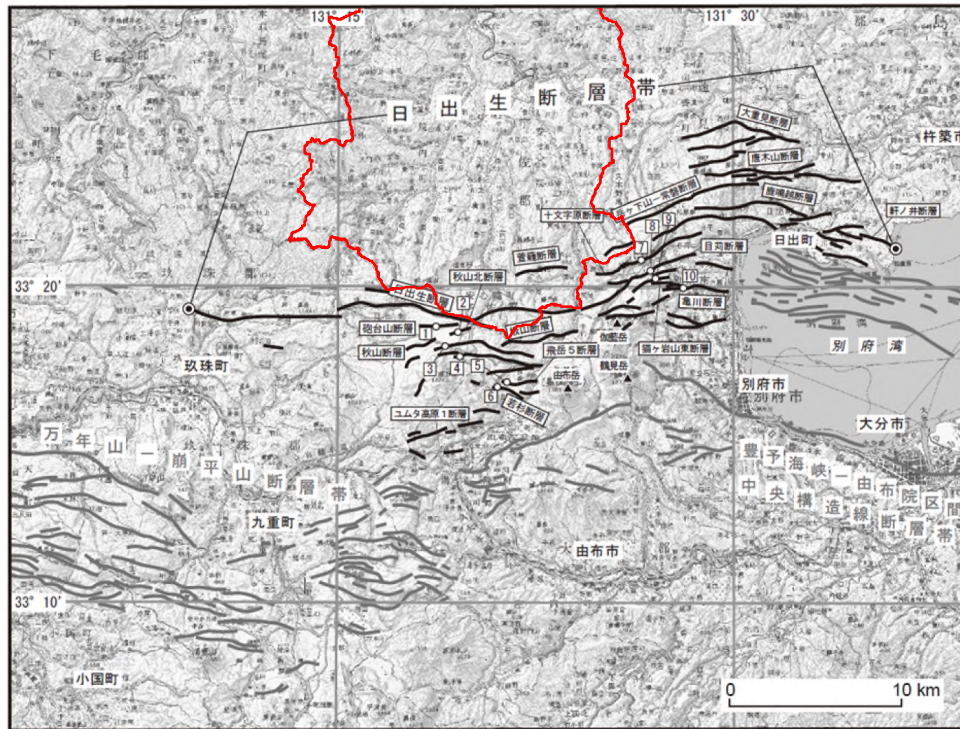
出典：中央構造線断層帯(金剛山地東縁－由布院)の長期評価（第二版）（地震調査研究推進本部）



図－参 6 周防灘断層帯の位置図

出典：産総研・活断層データベース（産総研活断層研究センターHP）より引用加筆

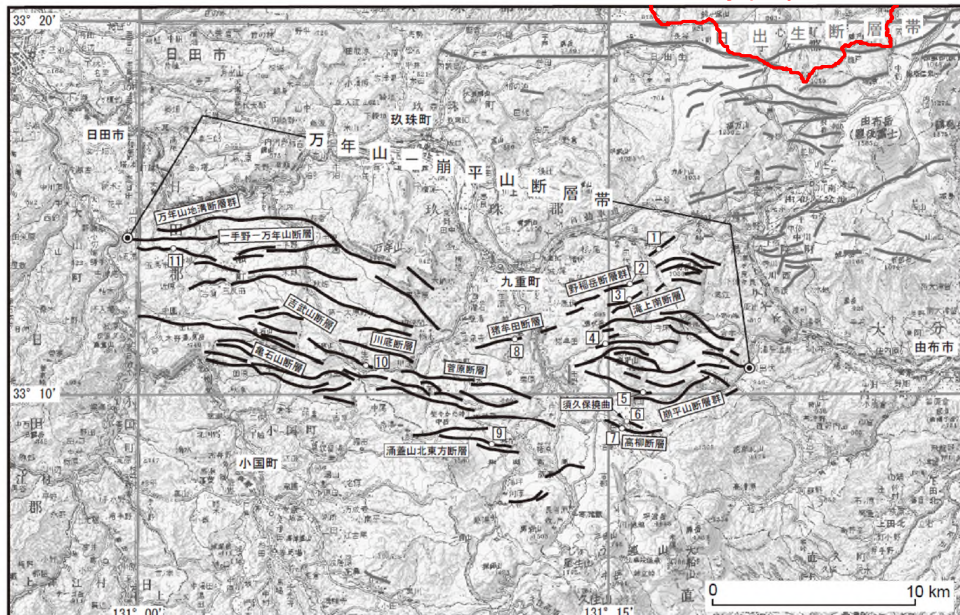
宇佐市



図一参 7 日出生断層帯の位置図

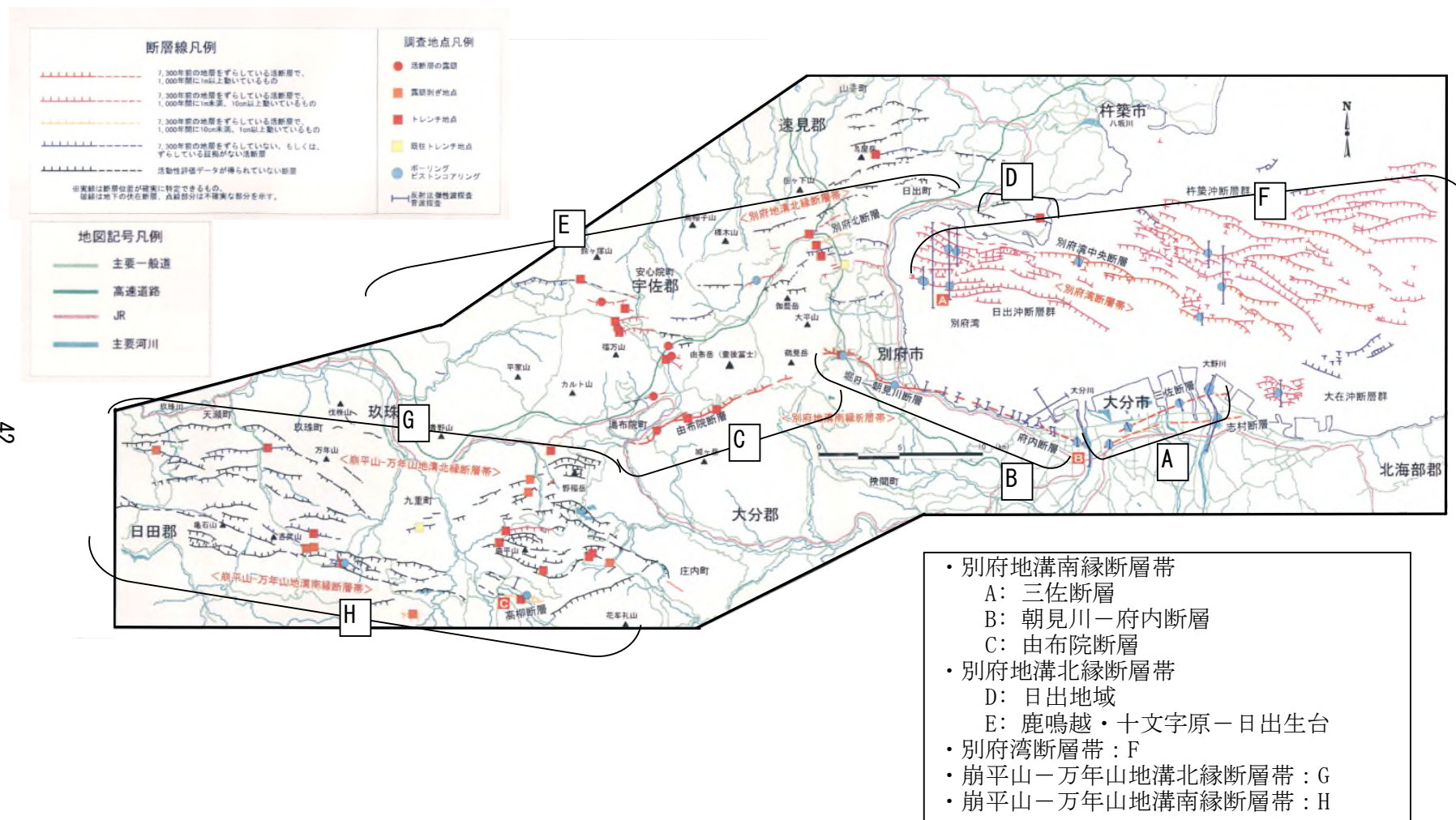
出典：日出生断層帯の長期評価（第一版）（地震調査研究推進本部）より引用加筆

宇佐市



図一参 8 万年山一崩平山断層帯の位置図

出典：万年山一崩平山断層帯の長期評価（第一版）（地震調査研究推進本部）より引用加筆



図一参 9 別府一万年山断層帯内の断層の区分（大分県調査）

■ 用語解説

[あ行]

応急危険度判定

大地震により被災した建築物を調査し、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的として、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することである。通常、特別な講習を受けた建築の専門家が、個々に被災した建築物を直接見て危険度の判定を行う。

[か行]

活断層

最近の地質時代（第四紀：約 200 万年前から現在）に繰り返し動き、将来も活動することが推定される断層。地盤は、いつも同一方向から力を加えられ（プレートの押す方向と力）、おおよそ同じ位の間隔でこらえられなくなる性質がある（破壊する、断層が活動する）。このとき地震が起こることから、最近の時代に繰り返し断層活動が認められると、その断層は将来もほぼ同じ間隔で断層運動を起こし地震を発生させると推定され、そのような断層を活断層と呼ぶ。

緊急輸送路

大規模な地震等が起きた場合に、避難活動や救急救助活動をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等の広範な応急対策活動を広域的に実施するため、そのような非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に定められた、主要な道路、港湾、空港等交通手段。

建築基準法

昭和 25 年に制定された建物を建築するときに守るべき基本になる法律。国民の生命・健康・財産を守ることを目的に、建築する敷地と道路との関係、用途地域ごとの建築物の種類や規模、建築物の構造や設備の強度・安全性などについて、最低限の基準を定めている。一定規模以上の建築物をたてる場合は、同法に基づき建築確認を受けることが必要となる。

建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）

阪神・淡路大震災を教訓として、古い建築物の耐震性を向上させることが大切であることが認識された。このことから、多数の方が利用する病院、劇場、店舗、事務所など、また、震災時の防災拠点となる建築物の耐震性能を高めるために、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）が平成 7 年に制定された。この法律は、耐震改修を行う努力義務のある特定の建築物は何であるか、また、耐震改修を行うことによって法令の規定に不適合となることを特例的に認定する制度などを定めている。

工作物

建築基準法に定められた、地上又は地中に人工を加えて制作したもの、建物、井戸、水道設備、電柱、電線、ガスタンク、テレビ塔、広告塔、よう壁、鉄塔、広告塔の他、道路、鉄道、橋、トンネル、堤防、溜池、貯水池、ダム、公園等の土木工作物を含む。土地に定着した工作物のうち、屋根及び柱もしくは壁を有するものを建築物という。

[さ行]

地震防災マップ

地震により発生する災害の予測図。対象地域に地震による自然現象が発生する規模、頻度、確率等を数値化し地図にしたもの。

地盤のゆれやすさ

地震による地表でのゆれの強さは、主に、「地震の規模（マグニチュード）」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つによって決定される。一般には、マグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほど地震によるゆれは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べてゆれは大きくなる。この効果を、「地盤のゆれやすさ」と言う。「地盤のゆれやすさマップ」は、その表層地盤のゆれやすさを視覚的に分かりやすく地図として表現したものである。

所管行政庁

建築主事を置く市町村等の区域（県内では、宇佐市、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市）においては当該市町村等の長をいい、その他の市町村等の区域においては都道府県知事をいう。

新耐震基準

昭和 53 年の宮城県沖地震後、従来の耐震基準が抜本的に見直され、昭和 56 年 6 月 1 日に施行された現行の耐震基準。

[た行]

耐震改修促進計画

建築物の耐震改修の促進に関する法律第 5 条に基づき、市街地等の既存建築物の耐震性を確保し、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、今後予想される地震災害に対して、国民の生命・財産を守ることを目的とする計画である。

耐震改修

地震に対する安全性を向上させるため、建物の全体のバランスをとりながら、柱の補強、壁の増設、鉄骨ブレースの設置などの補強工事を行うこと。

耐震診断

地震などのゆれによって既存の建物が受ける被害がどのくらい大きいか、安全かどうかを調べて判断すること。建物の形状、骨組（構造躯体）の粘り強さ、老朽化の程度、ひび割れや変形などによる損傷の影響などを総合的に考慮する。

昭和 56 年以前の古い基準で建築された建物については、耐震性能の不足により、耐震改修が必要となる場合があるので、建築士等専門家による耐震診断の実施を早期に行うことが望ましい。

地域防災計画

災害基本法第 42 条の規定に基づき、自治体の防災会議が当該自治体の地域にかかる防災に関する事務又は業務について各主体の役割を明確化し、都市の防災の総合的な運営を計画化したもの。

特定建築物

建築物のうち、法律に基づき、建築年次、使用用途、規模（階数、延面積等）により、特に耐震化を促進すべきものとして特定区分されたもの。本計画では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で定められた表-1.1 による、新耐震基準以前の基準で建築された建物を示す。

本計画では、耐震改修促進法第 7 条に掲げる「要安全確認計画記載建築物」及び法第 14 条第 1 号及び 2 号に掲げる「特定既存耐震不適格建築物」をいう。

[は行]

不特定多数

特にこれと定まった性質・傾向などのない人々が数多く集まっていること。不特定多数の人々が使用する集会場等では、その場所に不慣れな人が多く、災害時の避難等を困難にするため、一般の建築物よりも高い、防災性、耐震性が求められる。

[や行]

要安全確認計画記載建築物

特に耐震化を促進すべきものとして県又は市の地域防災計画において記載された建築物で、耐震診断の実施と報告が義務付けられている。

よう壁

よう壁とは、がけ等の自然地形、盛土、切土等の人工斜面において、用地の確保や斜面の安定を確保するために、鉄筋コンクリートや鋼構造物等を、斜面を覆うように壁状に連続して設ける土留め構造物である。

[ま行]

マグニチュード

記号**M**で表される、地震そのものの規模を表す尺度あるいはその数値。通常、震央から 100 キロ離れた地点にある標準地震計の最大振幅をミクロン単位で測りその常用対数で表す。マグニチュードが1増加すると地震エネルギーは約30倍増加する。

[ら行]

リフォーム

老朽化した建築物を増築、改築、改装、修繕し、安全で使いやすい建物にすること。